

令和3年(2021年)12月22日

介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、介護保険法の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 法人名

法人名：合同会社 next Life

所在地：札幌市南区真駒内本町5丁目1-8 第5ナベビル

代表者：村上 清美 (むらかみ きよみ)

2 事業所名

事業所名：ブルームケア

所在地：札幌市南区真駒内本町3丁目5-14 ジュネス札幌102号

サービスの種類：指定訪問介護・指定第1号訪問事業

事業所番号：0170209266

3 行政処分の内容

(1) 行政処分の内容

指定取消

(2) 指定取消決定年月日

令和3年12月16日

(3) 指定取消年月日 (取消処分効力発生年月日)

令和4年2月1日

(利用者の他の事業所への移行等のため指定取消年月日を上記のとおりとした)

4 行政処分の理由

●不正請求

(1) 特定事業所加算（Ⅱ）の不正請求

令和3年3月から令和3年9月までの間、特定事業所加算（Ⅱ）の算定に係る体制要件（※1）を欠きながら、特定事業所加算（Ⅱ）を算定し、訪問介護費を不正請求した。

※1 体制要件：計画的な研修の実施

会議の定期的開催

文書等による指示及びサービス提供後の報告

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の不正請求

令和3年3月から令和3年9月までの間、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に係る介護福祉士の配置等要件（※2）を欠きながら、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定し、訪問介護費を不正請求した。

※2 介護福祉士の配置等要件：訪問介護に当たっては、特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）

を算定していること。上記（1）のとおり、特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件を満たしておらず、不正請求であったため、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件も満たしていなかったものである。

●人員基準違反

令和3年3月、5月、6月、7月における訪問介護員の配置基準を満たしていなかった。

5 行政処分の介護保険法上の根拠

- ・介護保険法第77条第1項第3号
- ・介護保険法第77条第1項第6号
- ・介護保険法第115条の45の9第1項第6号

6 経済上の措置

不正に請求して受領していた介護報酬を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

- ・返還金額 約64万円（不正請求額 約46万円、加算額 約18万円）